

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 長寿推進課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長長第15号
委 託 業 務 名 称	長浜市見守り配食支援事業業務委託
委 託 業 務 場 所	対象高齢者の居所
業 務 の 概 要	老衰、心身等の障害、傷病等の理由により安否確認が必要な高齢者(家族等や福祉サービス等により、原則として週5日以上の上安否確認を受けられるものを除く。)に対して、配食を通じて安否確認を行う。
履 行 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 ( 税 込 )	1食あたり270円
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 又 は 住 所 ] 滋賀県長浜市新栄町556番地7 [ 商 号 又 は 名 称 ] 株式会社ミールサービスたにくち
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本事業は、配食時に対象者への安否確認を行い、状況に応じた適切な対応を求めるものであり、対象高齢者に配慮した献立や見守りの対応など市が求める実施体制が整っているかについて事前に審査会を実施し、業者の適性を確認している。契約相手方は当該審査会において本事業の委託業者として登録された者である。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>